

四街道市マンション管理適正化推進計画
(計画期間：令和5年12月～令和10年3月)

令和5年12月27日

1 四街道市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

四街道市の区域内におけるマンション数は、令和4年時点で約1,932戸、築30年以上のマンションは約162戸と推計され、10年後には6.9倍と、今後高経年のマンションが急増することが予想されることを踏まえ、マンションの管理適正化を進めることとします。

2 四街道市の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために四街道市が講ずる措置に関する事項

四街道市の区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合へのアンケート調査等を実施することを検討します。

3 四街道市の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します(認定は、(公財)マンション管理センターが発行する「事前確認適合証」の添付を求め、また同センターによる管理計画認定手続支援サービスを用いて行います)。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

なお、マンションの管理状況の調査等を踏まえ、必要に応じて施策の充実を図ることについて検討します。

4 四街道市の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針(四街道市マンション管理適正化指針)に関する事項

四街道市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。